

消 費 税 法 基 本 通 達 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(医療関係の非課税範囲) 6-6-1 法別表第一第6号《医療等の給付》の規定による医療関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。 (1) 健康保険法、国民健康保険法等の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、<u>入院時生活療養費</u>、<u>保険外併用療養費</u>、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護 (2) 老人保健法の規定に基づく医療及び入院時食事療養費、<u>入院時生活療養費</u>、<u>保険外併用療養費</u>又は医療費の支給に係る療養並びに老人訪問看護療養費の支給に係る指定老人訪問看護 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療、生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法の規定に基づく自立支援医療費、<u>療養介護医療費</u>又は<u>基準該当療養介護医療費</u>の支給に係る医療 (4)～(7) 省略 (<u>保険外併用療養費</u>、<u>療養費等の支給に係る療養</u>) 6-6-3 健康保険法等の規定に基づく<u>保険外併用療養費</u>、医療費等の支給に係る療養は非課税となるが、これには、被保険者又は被保険者の家族の療養に際し、被保険者が負担する一部負担金に係る療養も含まれるのであるから留意する。 (注) 平成元年大蔵省告示第7号「消費税法別表第一第6号に規定する財務大臣の定め	(医療関係の非課税範囲) 6-6-1 法別表第一第6号《医療等の給付》の規定による医療関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。 (1) 健康保険法、国民健康保険法等の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、<u>特定療養費</u>、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護 (2) 老人保健法の規定に基づく医療及び入院時食事療養費、<u>特定療養費</u>又は医療費の支給に係る療養並びに老人訪問看護療養費の支給に係る指定老人訪問看護 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療、生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法の規定に基づく自立支援医療費の支給に係る医療 (4)～(7) 同左 (<u>特定療養費</u>、<u>療養費等の支給に係る療養</u>) 6-6-3 健康保険法等の規定に基づく<u>特定療養費</u>、医療費等の支給に係る療養は非課税となるが、これには、被保険者又は被保険者の家族の療養に際し、被保険者が負担する一部負担金に係る療養も含まれるのであるから留意する。 (注) 平成元年大蔵省告示第7号「消費税法別表第一第6号に規定する財務大臣の定め

改 正 後	改 正 前
る資産の譲渡等及び金額を定める件」の規定により定められた金額を超える部分の金額については、非課税とされる療養の対価に該当しないことに留意する。 (介護保険関係の非課税の範囲) 6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。 (1) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス イ～リ 省略 ヌ <u>有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅</u> (4ホに該当するものを除く。)に入居している要介護者について行う特定施設入居者生活介護(要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。) (2)、(3) 省略 (4) 介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る地域密着型サービス イ～ニ 省略 ホ <u>有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅</u> (その入居定員が29人以下のものに限る。)に入居している要介護者について行う地域密着型特定施設入居者生活介護(要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。) ヘ 省略 (5)～(14) 省略 (社会福祉関係の非課税範囲) 6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。	る資産の譲渡等及び金額を定める件」の規定により定められた金額を超える部分の金額については、非課税とされる療養の対価に該当しないことに留意する。 (介護保険関係の非課税の範囲) 6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。 (1) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス イ～リ 同左 ヌ <u>有料老人ホーム及び軽費老人ホーム</u> (4ホに該当するものを除く。)に入居している要介護者について行う特定施設入居者生活介護(要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。) (2)、(3) 同左 (4) 介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る地域密着型サービス イ～ニ 同左 ホ <u>有料老人ホーム及び軽費老人ホーム</u> (その入居定員が29人以下のものに限る。)に入居している要介護者について行う地域密着型特定施設入居者生活介護(要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。) ヘ 同左 (5)～(14) 同左 (社会福祉関係の非課税範囲) 6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。 (1) 第一種社会福祉事業 イ～ハ 省略 ニ <u>障害者自立支援法に規定する障害者支援施設を経営する事業（障害者支援施設を営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</u> ホ <u>障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業（身体障害者更生援護施設（同法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法第 31 条《身体障害者授産施設》に規定する身体障害者授産施設に限る。）を営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</u> ヘ <u>障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設を営する事業（知的障害者援護施設（同法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法第 21 条の 7 《知的障害者授産施設》に規定する知的障害者授産施設に限る。）を営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</u> ト 売春防止法に規定する婦人保護施設を営する事業 チ 授産施設を営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業（授産施設を営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。） (2) 第二種社会福祉事業 イ 省略 ロ 児童福祉法に規定する児童自立生活援助	(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。 (1) 第一種社会福祉事業 イ～ハ 同左 ニ <u>身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設を営する事業（身体障害者授産施設を営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</u> ホ <u>知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を営する事業（知的障害者授産施設を営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</u> ヘ 売春防止法に規定する婦人保護施設を営する事業 ト 授産施設を営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業（授産施設を営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。） (2) 第二種社会福祉事業 イ 同左 ロ 児童福祉法に規定する<u>障害児相談支援事</u>

改 正 後	改 正 前
事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 ハ、ニ 省略 ホ <u>障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第6項、第14項又は第15項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</u> ヘ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業 ト 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業 チ <u>障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業（精神障害者社会復帰施設（同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項第2号《精神障害者社会復帰施設の種類》に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場に限る。）を経営す</u>	<u>業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</u> ハ、ニ 同左 ホ <u>障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）</u> ヘ 身体障害者福祉法に規定する<u>身体障害者相談支援事業</u>、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業 ト <u>知的障害者福祉法に規定する知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを経営する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業</u> チ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設を</u>経営する事業（精神障害者社会復帰施設（同法第50条の2第1項第2号《精神障害者社会復帰施設の種類》に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場に限る。）を経営する事業において<u>授産活動</u>としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）

改 正 後	改 正 前
る事業において<u>生産活動</u>としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。） リ～カ 省略 (3) 省略 (生産活動等の意義) 6-7-6 法別表第一第7号ロかつこ書《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》及び令第14条の2第4項《居宅サービスの範囲等》に規定する「<u>生産活動</u>」及び当該「<u>生産活動</u>」が行われる事業の意義は次のとおりである。 (1) <u>生産活動とは、(2)に掲げる事業において行われる身体上若しくは精神上又は世帯の事情等により、就業能力の限られている者（以下6-7-6において「要援護者」という。）の「自立」、「自活」及び「社会復帰」のための訓練、職業供与等の活動において行われる物品の販売、サービスの提供その他の資産の譲渡等をいう。</u> <u>なお、(2)に掲げる事業では、このような生産活動のほか、要援護者に対する養護又は援護及び要援護者に対する給食又は入浴等の便宜供与等も行われているが、当該便宜供与等は生産活動には該当しないのであるから留意する。</u> (2) 「<u>生産活動</u>」が行われる事業とは、<u>要援護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、要援護者の自立を助長し、自活させることを目的とする次に掲げる施設を経営する事業及び障害者自立支援法第5条第6項、第14項又は第15項《定義》に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。</u> イ 社会福祉法第2条第2項第3号の2又は	リ～カ 同左 (3) 同左 (授産施設等の意義) 6-7-6 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する「<u>授産施設</u>」及び「<u>授産活動</u>」の意義は次のとおりである。 (1) <u>授産施設（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項第4号《精神障害者社会復帰施設の種類》に規定する精神障害者福祉工場を含む。以下6-7-6において同じ。）とは、身体上若しくは精神上又は世帯の事情等により、就業能力の限られている者（以下6-7-6において「要援護者」という。）に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、当該者の自立を助長し、自活させることを目的とする施設をいう。</u> <u>(注) 授産施設において行われる就労又は技能の習得のために必要な訓練等の過程において製作等される資産の譲渡等は、法別表第一第7号ロの規定により課税されることとなる。</u> (2) <u>授産活動とは、授産施設において行われる要援護者の「自立」、「自活」、「社会復帰」のための訓練、職業供与等の活動の総称である。</u> <u>なお、授産施設では、このような授産活動のほか、要援護者に対する養護又は援護及び要援護者に対する給食又は入浴等の便宜供与等も行われているが、当該便宜供与等は授産活動には該当しないのであるから留意する。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>第 7 号《定義》に規定する障害者支援施設又は授産施設</u> ロ <u>社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2《定義》に規定する地域活動支援センター</u> ハ <u>障害者自立支援法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法第 31 条《身体障害者授産施設》に規定する身体障害者授産施設</u> ニ <u>障害者自立支援法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法第 21 条の 7《知的障害者授産施設》に規定する知的障害者授産施設</u> ホ <u>障害者自立支援法附則第 46 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 50 条の 2 第 1 項第 2 号《精神障害者社会復帰施設の種類》に規定する精神障害者授産施設及び同項第 4 号に規定する精神障害者福祉工場</u> (注) 1 <u>上記事業において行われる就労又は技能の習得のために必要な訓練等の過程において製作等される物品の販売その他の資産の譲渡等は、法別表第一第 7 号ロかつこ書の規定により課税されることとなる。</u> 2 <u>上記ハ～ホに掲げる施設については、障害者自立支援法の施行に伴い、上記イに掲げる障害者支援施設に移行されることとなったものの、同法附則第 41 条、第 58 条及び第 48 条の規定により、それぞれ同法の施行の日（平成 18 年 10 月 1 日）から平成 24 年 3 月 31 日までの政令で定める日までの間は、なお、従前の例により運営することができることとされている。</u> （独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において行う<u>施設障害福祉サービス等の範囲</u>） 6－7－8 令第 14 条の 3 第 4 号《社会福祉事業等	（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において行う<u>支援等の範囲</u>） 6－7－8 令第 14 条の 3 第 4 号《社会福祉事業等

改 正 後	改 正 前
として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において行う<u>障害者自立支援法第 5 条第 1 項《定義》に規定する施設障害福祉サービス及び知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号《障害者支援施設等への入所等の措置》</u>に規定する更生援護には、<u>生産活動</u>として行われる資産の譲渡等は含まれないのであるから留意する。 (法人が行う長期割賦販売等の範囲) 9-3-2 法第 16 条第 1 項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する「長期割賦販売等」には、法人である事業者が行う次に掲げる金額の受領に係る取引で法第 63 条第 5 項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》に定める長期割賦販売等の要件に該当するものが含まれるものとする。 (1)～(3) 省略 (外貨建取引に係る対価) 10-1-7 外貨建での取引に係る資産の譲渡等の対価の額は、所得税又は法人税の課税所得金額の計算において外貨建での取引に係る売上金額その他の収入金額につき円換算して計上すべきこととされている金額によるものとする。 (注) 1 省略 2 <u>外貨建取引の円換算に係る所得税の取扱いについては、所基通 57 の 3-1 から 57 の 3-7 まで《外貨建取引の換算等》において定められている。</u> 3 省略	として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において行う<u>知的障害者福祉法第 15 条の 11 第 1 項《施設訓練等支援費の支給》</u>に規定する知的障害者施設支援及び同法第 16 条第 1 項第 2 号《施設入所等の措置》に規定する更生援護には、<u>授産活動</u>として行われる資産の譲渡等は含まれないのであるから留意する。 (法人が行う長期割賦販売等の範囲) 9-3-2 法第 16 条第 1 項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する「長期割賦販売等」には、法人である事業者が行う次に掲げる金額の受領に係る取引で法第 63 条第 2 項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》に定める長期割賦販売等の要件に該当するものが含まれるものとする。 (1)～(3) 同左 (外貨建取引に係る対価) 10-1-7 外貨建での取引に係る資産の譲渡等の対価の額は、所得税又は法人税の課税所得金額の計算において外貨建での取引に係る売上金額その他の収入金額につき円換算して計上すべきこととされている金額によるものとする。 (注) 1 同左 2 <u>個人事業者の外貨建での取引に係る資産の譲渡等の対価の額は、所基通 213-1 から 213-3 まで《外貨で表示されている額の邦貨換算等》の規定を準用して円換算することとなる。</u> 3 同左